

第5編 工事等に係る調査、計画、設計に類する業務（下水道）

第1章 設計等業務一般

I-5-1-1-1 一般事項

受注者は工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、監督職員と協議しなければならない。

I-5-1-1-2 技術基準等

- 1 受注者は、設計図書、最新の技術基準及び「V添付資料 1 主要技術基準及び参考図書」に示す図書等（以下「技術基準等」という。）に基づいて業務を実施しなければならない。なお、使用する技術基準等については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。また、技術基準等に抛り難い場合（特殊な工法、材料、製品等を採用する予定等をいう。）の措置についても、同様に承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。
- 3 受注者は、業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

I-5-1-1-3 現地踏査

- 1 受注者は、現地を踏査し、本市の下水道計画図書、測量、地質・土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。
 - (1) 地形、その他
用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気、電話等の経路等
 - (2) 土木及び建築構造物の状況、既設設備の状況（据付位置、運転状況等）、機器搬入経路等
 - (3) 地下埋設物、排水管、水道管、ガス管、電線路の経路及び施工状況（架空、地下埋設）等
 - (4) 地質
地質調査資料と現地との関係
 - (5) 関連管渠の位置、形状、管底高
 - (6) 吐口の予定位置
 - (7) 放流先の状況
 - (8) その他設計に必要な事項
- 2 現地踏査は対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、十分な踏査を行わなければならない。
- 3 実測調査においては、調査結果が解析に正しく反映されるよう適切に行うものとする。また、調査に先立ち業務計画書を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。

I-5-1-1-4 配置技術者

- 1 受注者は、I-1-1-1-1 第5項に規定する配置技術者をもって、秩序正しい業務を行わなければならない。配置技術者の資格は、以下に第2項から第5項に記載のとおりとする。ただし、建築設計については、別途「第6章 建築設計」に記載のとおりとする。
- 2 管理技術者は、I-1-1-1-6 第3項の規定に基づき、次の資格を有する者とする。
 - (1) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（旧水道部門を含む）（選択科目「下水道」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - (2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下

- 水道」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- (3) 上記(1)・(2)と同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者)
- (4) (社)建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM(登録技術部門が「下水道」の者に限る)の資格を有し、登録を受けている者。
- 3 照査技術者は、I-1-1-1-7の規定に基づき管理技術者と同様の資格を有する者とし、業務の全般にわたり、内容と技術上の照査を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な担当技術者については、I-1-1-1-8の規定に基づき下水道法(昭和33年法律第79号。以下同じ。)第22条に定める技術者を配置しなければならない。
- 5 配置技術者は、手持ち業務(業務委託料が500万円以上の業務とする。)が本件を含めて10件以下の者であること。
- 6 受注者は、職務分担表及び配置技術者手持業務報告書を発注者に提出しなければならない。

I-5-1-1-5 工事等に係る調査、計画、設計に類する業務(下水道)の種類

- 1 工事等に係る調査、計画、設計に類する業務(下水道)とは、下水道技術開発調査業務、下水道計画策定業務、下水管渠実施設計業務、下水処理場・抽水所(ポンプ場)実施設計業務、建築設計業務をいう。
- 2 下水道技術開発関連調査業務とは、仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設(物件)の調査、実験、解析等を実施し、資料を作成することをいう。
- 3 下水道計画策定業務とは、仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の下水道計画図書を作成することをいう。
- 4 下水管渠実施設計業務とは、仕様書に基づいて、発注者が指示する路線、または、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことをいう。
- 5 下水処理場・抽水所(ポンプ場)実施設計業務とは、仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の土木、機械設備、および電気設備工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことをいう。
- (1) 下水処理場・抽水所(ポンプ場)実施設計業務の内容は実施設計(基本設計)と実施設計(詳細設計)及び増設実施設計(基本設計・詳細設計)に分ける。
- (2) 実施設計(基本設計)とは、実施設計(詳細設計)を行うにあたり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施行方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項について、確認及び検討を行う業務をいう。
- (3) 実施設計(詳細設計)とは、実施設計(基本設計)に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計(詳細設計)図書等という。〕の作成業務をいう。
- (4) 増設実施設計(基本設計・詳細設計)
- ア 増設実施設計(基本設計)
- 増設実施設計(基本設計)とは、「(2)の実施設計(基本設計)」に基づいて実施する増設実施設計(詳細設計)に先立ち、対象施設の基本設計を見直さなければならない場合に行う基本設計図書の作成業務をいう。
- イ 増設実施設計(詳細設計)
- 増設実施設計(詳細設計)とは、「(2)の実施設計(基本設計)」又は「アの増設実施設計(基本設計)」に従い、既存施設に引き続き建設するために必要な設計図書(設計図・計算書等)の作成業務をいう。
- 6 建築設計業務とは、仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の建築、建築機械設備、建築電

気工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことをいう。

I-5-1-1-6 照査

1 照査の目的

受注者は、業務を実施する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な検討を行い、業務の品質を確保することに努めるとともに、さらに照査を行い、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査事項

受注者は、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。なお、照査項目は特記仕様書又は監督職員の指示により、追加・削除・内容の変更を行う場合がある。

- (1) 基本条件の確認内容に関する事
- (2) 検討の方法及びその内容に関する事
- (3) 土木設計、建築設計（建築機械・建築電気を含む）、機械設計、及び電気設計の各相互間における整合性に関する事
- (4) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- (5) 各種計算書の適正に関する事
- (6) 各種設計図の適正に関する事
- (7) 各種検討書の適正に関する事
- (8) 工事設計書の適正に関する事
- (9) 各種計算書、各種設計図、各種検討書、工事設計書の整合性に関する事

3 照査にあたっては、以下の事項について留意しなければならない

- (1) 社会の動向、当該地域に係る下水道計画、施設の維持管理、総合的効果
- (2) 調査・計画・実施設計等の事業全体の整合性、現実的な実施可否等の妥当性
- (3) 調査実験、実態・実績調査、参考文献、既往事例等による明確な根拠の提示

I-5-1-1-7 成果物の提出

- 1 受注者はI-1-1-1-16の規定に基づき、成果物を提出しなければならない
- 2 製本はすべて陽画焼とする。また、製本はすべて背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。
- 3 成果物に使用する用紙は、再生紙を原則とする。
- 4 成果物の編集方法については、監督職員と協議しなければならない。
- 5 提出部数について、共通仕様書(I)に明記のない場合は、特記仕様書又は監督職員の指示によるものとする。

I-5-1-1-8 下水道技術開発関連調査業務の成果

提出すべき成果物とその仕様は次のとおりとする。なお、報告書は常に実施計画、実施設計を意識し、実験結果、参考文献等から明確な根拠と値を導き出し、それらを用いて、実際に計画、設計できるよう整理したものとする。

1 調査報告書

A4判くろみ製本

- (1) 要旨
業務の概要をA4判1頁程度に日本語及び英語でまとめたもの
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) 調査データ及びその解析

- (5) 調査結果
- (6) まとめ、考察
- (7) その他
- 2 調査報告書の要約版 A4判くろみ製本
調査報告書の要約を15,000字程度(図表を含む)でまとめたもの
- 3 調査業務資料一式 A4判黒表紙金文字箔押製本(ビス止め)
 - (1) 業務計画書
 - (2) 調査報告書
 - (3) 写真帳
調査の進行にあわせて、現場作業、実験装置、試料等を適時撮影し、整理したもの
 - (4) 日報
現場及び机上の作業内容と所要人数等を明記したもの
 - (5) 打合せ記録簿
 - (6) 照査報告書
 - (7) 業務データ一式
業務で用いた資料・データ・プログラム等をCD-R等に整理したもの。ただし、第3者の著作権が存在するものは除く
 - (8) その他参考資料・データ
調査で用いた機器類の仕様とその証明書、条件の設定根拠及びその後の調査に必要な事項についてその決定した経緯等を明記したもの等

I-5-1-1-9 下水道計画策定業務の成果

提出すべき成果物は次のとおりとする。

- 1 計画設計提出図書
特記仕様書によるものとする。
- 2 業務報告書 A4判

I-5-1-1-10 下水管渠実施設計業務の成果

提出すべき成果物は次のとおりとする。なお、原図用紙は厚口トレーシングペーパー又は、テレファックス、フジゼロ相当品とする。また、監督職員の指示する項目については、提出図書から削除することができる。

- 1 実施設計(基本設計)提出図書
 - (1) 位置図 縮尺 1/10,000~1/30,000 (原図)
 - (2) 区画割施設平面図 1/2,500 (製本+原図)
 - (3) 縦断面図 縦1/100, 横1/2,500 (製本+原図)
 - (4) 流量計算表 A4判又はA3判(製本+原稿)
 - (5) 概略構造図 1/50~1/100 (製本+原図)
 - (6) 概略工法検討書 A4判(製本+原稿)
 - (7) 報告書 A4判(製本+原稿)
 - (8) その他参考資料(地下埋設物調査資料) (製本+原稿)
- 2 実施設計(詳細設計)提出図書
 - (1) 位置図 縮尺 1/3,000~1/20,000 (原図)

(2)	系統図	1/2,000~1/6,000	A 1判及びA 3判 (製本+原図はA 3のみ)
(3)	施設平面図	1/300~1/1,000	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(4)	詳細平面図	1/100~1/600	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(5)	縦断面図	縦1/50~1/100, 横1/300~1/1,000	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(6)	横断面図	1/100~1/600	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(7)	構造図	1/50~1/200	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(8)	仮設図	1/50~1/200	A 1判及びA 3判 (製本+原図)
(9)	上記の各種図面 (縮小版)		A 3判折りたたみ製本 (製本+原図)
(10)	水理計算書		A 4判又はA 3判製本 (製本+原稿)
(11)	構造計算書 (耐震設計計算書を含む)		A 4判又はA 3判製本 (製本+原稿)
(12)	数量計算書		A 4判又はA 3判製本 (製本+原稿)
(13)	報告書		A 4判 (製本+原稿)
(14)	特記仕様書		A 4判 (製本+原稿)
(15)	その他の資料		(製本+原稿)

設計に伴って収集・調査した資料及び道路・河川その他申請等に関する資料

3	業務報告書	A 4判
4	照査報告書	A 4判
5	打合せ記録書及び議事録	A 4判

I-5-1-1-1 下水処理場及び抽水所 (ポンプ場) 実施設計業務の成果

提出すべき成果物は次のとおりとする。なお、原図用紙は厚口トレーシングペーパー又はテレファックス、フジゼロ相当品とする。

1 実施設計 (基本設計) 提出図書

(1)	実施設計 (基本設計) 検討書	A 4判製本	3部と原稿
(2)	実施設計 (基本設計) 原図	A 3判	原図1式
(3)	実施設計 (基本設計) 図	A 3判折りたたみ製本	3部
(4)	鳥瞰図	A 2判着色仕上げ額縁入	1部
(5)	鳥瞰図写真	四ツ切カラープリント	3部と原版

2 実施設計 (詳細設計) 提出図書

(1) 土木建築関係

ア	実施設計 (詳細設計) 原図	A 3判	原図1式
イ	実施設計 (詳細設計) 図	A 3判折りたたみ製本	3部
ウ	検討書	A 4判又はA 3判製本	3部と原稿
エ	各種計算書	A 4又はA 3判製本 (製本と原稿)	
オ	工事特記仕様書 (土木)	A 4判製本 (製本と原稿)	
	工事特記仕様書 (建築)	A 3判 (詳細設計図に同じ)	
カ	工事設計書 (金抜設計書)	A 4判	原稿
キ	主要建築物透視図	A 2判着色仕上げ額縁入	1部
ク	主要建築物透視図 (写真)	四ツ切カラープリント	3部と原稿

(2) 機械関係

ア	実施設計 (詳細設計) 原図	A 3判	原図1式
イ	実施設計 (詳細設計) 図	A 3判折りたたみ製本	3部
ウ	検討書	A 4判又はA 3判製本	3部と原稿

エ	工事設計書（金抜設計書）	数量計算書はFD又はCD	1部
オ	工事特記仕様書	A4判原稿＋FD又はCD	1部
(3) 電気関係			
ア	実施設計（詳細設計）原図	A3判	原図1式
イ	実施設計（詳細設計）図	A3判折りたたみ製本	3部
ウ	検討書	A4判又はA3判製本	3部と原稿
エ	工事設計書（金抜設計書）	数量計算書はFD又はCD	1部
オ	工事特記仕様書	A4判原稿＋FD又はCD	1部
(4)	議事録	A4判	3部と原稿
(5)	概要版	A4判	3部と原稿
3	業務報告書	A4判	

I-5-1-1-1-2 建築設計業務の成果

提出すべき成果物は「第6章 建築設計」のとおりとする

第2章 下水道技術開発関連調査

I-5-2-1-1 一般的事項

受注者は、調査にあたり、地域社会の動向、土地利用、当該地域に係る下水道計画との関連性、事業の施工、施設の維持管理、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

I-5-2-1-2 資料収集

業務上必要な資料については、関係官庁、企業体等において十分調査したうえで、収集しなければならない。

I-5-2-1-3 資料作成

- 1 本業務の作業の途中であっても、発注者の求めがあった場合は、中間報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者の求めがあった場合、業務成果の報告に用いる資料（プレゼンテーション資料）を作成しなければならない

第3章 下水道計画策定

I-5-3-1-1 一般事項

受注者は、調査および計画にあたり、地域社会の動向、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、当該地域に係る下水道計画との関連性、施設の維持管理、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに、問題点および疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

I-5-3-1-2 計画（設計）

受注者は、発注者より提供した資料、受注者の調査した事項および関係者の打合せ結果等を十分検討した後、基本計画を作成するものとする。

I-5-3-1-3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査をおこなう。

I-5-3-1-4 資料収集

計画（設計）の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

I-5-3-1-5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

I-5-3-1-6 資料作成

- 1 本業務の作業の途中であっても、発注者の求めがあった場合、受注者は中間報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者の求めがあった場合、業務成果の報告に用いる資料（プレゼンテーション資料）を作成しなければならない

第4章 下水管渠実施設計

I-5-4-1-1 下水管渠調査

1 管路の布設位置

「大阪市街路地下埋設物配置標準図」によるものとするが、発注者提供の資料で不十分な場合は、受注者において次に示す調査により、それらを図示し、布設位置について監督職員と協議を行い設計にあたること。なお、調査結果はすべて図面ならびに文書にて提出しなければならない。この場合、調査問い合わせ先の担当者名を明記するものとする。

(1) 資料収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(2) 現地踏査

発注者が指示する路線について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(3) 地下埋設物調査

発注者が指示する路線について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(4) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

I-5-4-1-2 管渠実施設計（基本設計）

1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（S = 1 / 10,000 ~ 1 / 30,000）は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2, 500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基ついて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/2, 500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基ついて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管番号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。本市の「下水道施設工事共通仕様書」によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

2 概略工法検討

概略工法検討は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概略書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

I-5-4-1-3 管渠実施設計（詳細設計）

1 設計図の作成

主要な設計図は、A3版を基本とし下記により作成すること。ただし（ ）書はA1版を示す。また、図面完成時には監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 施工位置図

縮尺 $1/5, 000$ 以上とし北方向を上、施工箇所付近の公共建物等の目標物を記載して、施工箇所の位置が明確に把握できるように矢印（→）で、はっきりと表示する。

(2) 系統図

系統図は、地形図（縮尺 $1/2, 000\sim 1/3, 000$ ）に設計区間を記入する。

(3) 平面図

ア 縮尺は $1/1000$ （ $1/500$ ）を原則とする。

平面図は道路台帳等に基づき作成するが、道路幅員 4.00m 以下の道路及び電線共同溝整備道路等については、縮尺 $1/600$ （ $1/300$ ）で作成する。なお、東西路線の場合は北を上、南北路線の場合は東が上になるように図示した方位記号は必ず記載する。

イ マンホール（会所）及び集水ます等の記号は、「下水道施設設計指針 - 管路施設編 -」の記号表に基づくものとする。

ウ 内径が2.0 m以上の管渠及び暗渠、並びに一边が2.0 m以上のマンホール（会所）については、真形（実寸）で記載し、それ以下の管渠はその中心線でそれぞれの位置を記載する。なお、既設下水道管は点線、計画下水道管は一点鎖線、施工する下水道管は実線により明記する。

エ 記載する項目は次のとおりとする。

工事場所名（行政区、町、丁目、工事物件の起点・終点）、隣接する主要家屋名、号線名、管径又は寸法、マンホール間距離、マンホール（記号）、マンホール番号、当該路線の舗装種別、地下埋設物、水準基標等を記載する。

（4）縦断面図

ア 縮尺は縦1/100（1/50）、横1/1000（1/500）を原則とする。ただし、平面図を1/600（1/300）の縮尺で作成した場合は、縦1/100（1/50）、横1/600（1/300）とする。ただし、シールド工事等は監督職員の指示によるものとする。

イ 記載する項目は次の項目とする。

号線番号、管径（管種）、工法（特殊工法のみ）、管基礎工（種別、延長）、マンホール間距離、管体延長、延長、勾配、土被り、現在地盤高（OP高）、管底高（OP高）、追加距離、マンホール番号、マンホール蓋種別（記号で記載）、マンホール種別、寸法（四辺形の特殊人孔等のみ）、M・Hを記載する。ただし、計画道路内、または水路内等の場合には、計画地盤高等の必要項目も記載する。また、マンホールにおいてインバート及び副管を設置する場合には、マンホール種別の後にそれぞれ（インバート付）、（副管〇〇mm、H=〇〇cm）と明記する。なお、薬液注入工、ウエルポイント排水工等の補助工法を計画する場合には、その範囲も記載する。

ウ 管底高及び現在地盤高の値

管底高、現在地盤高の値は、別途発注者より指示する水準基標からの測定値を記載する。

エ 記載する数値の単位は、管径のみmm単位とし、他はすべてm単位とする。

延長等は小数以下2位止とし、地盤高、管底高、及びM・Hは、小数以下3位止とする。

オ 横断する各種地下埋設物は下水道管との位置関係を把握するためすべて明記する。

（5）横断面図

ア 縮尺は1/200（1/100）を原則とし、狭い道路や特に埋設物が輻輳する場合は縮尺1/100（1/50）で記載する。

イ 方位及び道路境界を明記し、将来拡幅予定の計画道路の場合にはその線形を記載する。

ウ 各種地下埋設物は調査結果に基づきすべて明記する。

エ 薬液注入工等を計画する場合はその範囲を記載する。

（6）構造図等

構造図は縮尺1/50～1/400とし、次の要領で作成する。本市の「下水道施設工事共通仕様書」によるものは作成を要しないが、特殊な布設構造物及び、接続室、伏せ越し、特殊マンホール、合流（越流）会所等は断面図と同一記号を用いて作成するものとする。

（7）仮設図

仮設図は縮尺1/50～1/400とし、次の要領で作成するものとする。

ア 仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

イ 仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高及び使用する材料の位置・名称・形質寸法、地下埋設物の名称・形質寸法・位置・防護工並びに補助工法の範囲・名称を記入するものとする。

ウ 仮設図に記載する下水道管、マンホール等の施設構造は薄く細めに表し、仮設関係を濃く太めに表して仮設関係を浮き出すように作成するものとする。

（8）詳細図

ア 詳細図は縮尺1/50（1/25）を原則とし、推進及びシールド工事における発進・到達立坑等の大

規模仮設、特殊構造物、幹線工事（開削）の一般仮設、地下埋設物の輻輳部、変則又は複雑な仮設構造物等、監督職員の指示する場合に作成するものとする。

また、平面詳細図は、道路の全幅員を対象として道路境界及び歩車道境界から既設埋設物の中心線までを、断面詳細図は、及び現在地盤からの関係（土被り）を記入するものとする。

2 地下埋設物

- (1) 各種地下埋設物（計画を含む）等は、平面図、縦断面図、横断面図、仮設図に明記するものとする。
- (2) 各種地下埋設物等と設計下水道管が異常接近（表 I - 5 - 4 - 1）する場合は監督職員と事前に確認のうえ各地下埋設物管理者と協議しなければならない。

表 I - 5 - 4 - 1 地下埋設物との標準離隔

区分	平行	交差	構造物	
S	40cm	40cm	40cm	
W	φ500mm未満 30cm	30cm但し、 500mm以上の継手箇所は 50cm	50cm	
	φ500mm以上 50cm			
E	30cm	30cm	20cm	特高：60cm（平行・交差）但し、地中弱電流電線が光ファイバーケーブルの場合は30cm（平行・交差）
T・K-OPT KDDI・NT	30cm	30cm	30cm	
G	低・中圧	サイズにより 30～40cm	30cm	
	高圧	50cm	30cm	

- (3) 断面図は下水マンホール箇所図示し、一街区につき一断面の図示を標準とする。なお、NTT、関西電力等のマンホール施設等、特に図示が必要と認められる構造物については、横断面図にて記載するものとする。
- (4) 一路線が複数枚の図面となる場合は、図面の継続する部分に接続線等を設け、図面の接続関係が容易に判別できるように記載するものとする。
- (5) 舗装種別、復旧種別については、監督職員が指示するものとする。また本市認定道路以外（国道、府道等）については、各管理者に調査、確認のうえ記載するものとする。
- (6) 特殊工法（推進・シールド工法等）の基地図又は、合流会所等の構造図は、道路境界、他の埋設物との位置関係を明確にするものとする。
- (7) 平面図は、原則として縦断面図の下に記載し、東西路線は北を上、南北路線は東を上にして記載するものとする。
- (8) 縦断面図での本管の土被りがGL-1.20m以下となる場合は、浅層埋設管となるため、事前に監督職員と協議すること。

3 設計計算

設計計算における管種・管基礎・推進力・構造計算・仮設計算・補助工法等の計算方針は、本市の定める「下水道施設設計指針—管路施設編—」に基づくものとし、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。

4 数量計算

数量計算における、土工・管・管基礎・構造物・仮設・補助工法等の数量計算は、監督職員の指示する方法により算出しなければならない。

5 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。







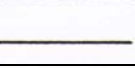
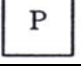


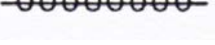
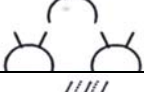




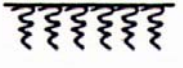


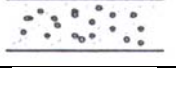



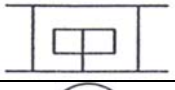
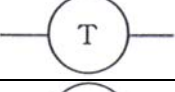
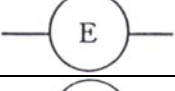
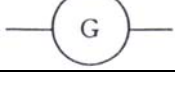
I-5-4-1-4 測 量

測量業務については、第2編測量業務規定に基づき業務を行わなければならない。

1 測量

- (1) 工事現場付近に必ず一点の仮B.Mを監督職員の指示する場所に設置し、その場所、位置等を測量図に明記しておくこと。なお、水準測量は大阪市水準基標又は、内径φ1000mm以上の管渠のマンホール高さに基づくB.Mより測定し、反復すること。
- (2) 測量の範囲については、一般部分にあつては原則として道路幅員+2m(片側1m×2)とし、起終点付近については、監督職員の指示によるものとする。また横断道路については、奥行30mまで測量すること。
- (3) 既設下水管のある場合は、マンホール位置、マンホール種別、管径、管底差高、下流の流れ方向等、詳細に測量すること。
- (4) 製図は図I-5-4-1の記号を使って、明確に表現すること。
- (5) 水準測量の測点距離は原則として30m間隔とし、道路の交差点部は必ず測定すること。
- (6) 水路、河川等が平行、横断している場合は、水路(河川)幅員、水路肩法尻、水面高(WL)等を詳細に測定すること。

図 I-5-4-1 製図用の記号

	家 屋		電 話 電 柱
	板及びボタン塀		電 気 電 柱
	コンクリート及び ブロック塀		制 水 弁
	金 網 柵		郵便ポスト
	有 刺 鉄 線		電話ボックス
	木 柵		田
	石 垣		畑
	石 積		荒 地
	法 面		門 扉
	生 垣		既設コンクリート
	下水道マンホール		石 段
	下水道会所		
	側溝、集水ます 及び会所		
	NTTマンホール		
	関電マンホール		
	ガスマンホール		

I-5-4-1-5 資料作成

1 交通処理図作成

道路使用許可申請に必要な交通処理図を作成するものであり、作成にあたっては現地調査を十分にいき、監督職員と協議の上、交通処理図作成を行わなければならない。

2 再調整図作成

試掘等により、既設埋設位置等を変更する場合に、再調整図面の作成を行うものであり、既存の調整図面をもとに修正を行い、監督職員と協議の上、再調整図作成を行わなければならない。

3 管渠実施設計修正

既存の実実施設計成果をもとに修正を行うものであり、設計計画、設計計算、設計図作成、数量計算等を行わなければならない。

4 査定基準

(1) 図面の面積

交通処理図及び再調整図の面積算出は、原則として、輪郭線の寸法により算定するものとする。出来高数量は、各図面の面積を少数2位止めで算出し、それらの総和を少数1位止めとする。ただし、図面に記載された事物の大きさと用紙の大きさと用紙の大きさが著しく異なる場合は、事物の大きさに最も近い規格の用紙寸法に換算するものとする。

図面の大きさ（参考）

日本標準規格紙を使用する場合は、次表を標準とする。

標準規格番号	A1	A3	A4
規格寸法(mm)	841×594	420×297	297×210
輪郭線寸法(mm)	801×554	380×257	277×190
面積(m ²)	0.44	0.10	0.05

(少数3位4捨5入)

(2) 管渠実施設計修正の延長

管渠実施設計修正の延長は、修正された設計図面に記載されている施設延長とする。出来高数量は、各図面の延長の総和とし実数止めとする。

5 提出図書

監督職員の指示により作成された資料については、随時監督職員に提出するものとし、部数については下記のとおりとする。

《提出図書一覧》

業務種別		部数
1	交通処理図作成業務（着色）	各8部
2	再調整図作成業務（着色）	各3部
3	管渠実施設計修正業務	各5部

第5章 下水処理場・抽水所（ポンプ場）実施設計

第1節 実施設計（基本設計）

I-5-5-1-1 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

1 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項

実施設計（基本設計）業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(1) 基本条件の確認

ア 行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

イ 上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

ウ 処理区域・排水区域

地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等

エ 下水道全体計画

計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、下水処理場及び抽水所の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等

オ 下水処理場、抽水所計画

流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等

(2) 処理方式・フローシートの検討

処理方式・フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めるものとする。

ア 流入下水の水質、水量及び水温

イ 放流水域の水質の許容限度

ウ 放流水域の現在及び将来の利用状況

エ 処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易

オ 施設の初期段階における最適処理方法についての検討

カ 法律等に基づく規制

(3) 維持管理基本構想の検討

ア 管理制御方式の検討

下水処理場、抽水所内の管理制御方式、他下水処理場、抽水所相互の管理制御方式の検討を行うこと。

イ 維持管理体制の検討

標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うものとする。

(4) 配置計画の検討

ア 配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認するものとする。

イ 配管、配線計画の検討

アの配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案するものとする。

ウ 建築計画等の検討

平面計画・立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討するものとする。

- (5) 施設計画
 - ア 容量計画

設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認するものとする。
 - イ 形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討
 - ウ 主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討
 - エ 環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討するものとする。
- (6) 水位関係の検討
 - ア ポンプ揚程

放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討
 - イ 水理計算
 - ウ 計画地盤高と施設レベル
- (7) 工事施行方法の比較検討

工事施行方法については、地質・土質調査資料、周辺状況、その他関係資料を考慮し、施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うものとする。
- 2 基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする実施設計（基本設計）図書を作成すること。実施設計（基本設計）図は次に示す内容とし、縮尺 1/100～1/200 を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによつては不都合な場合は、監督職員との協議によるものとする。

 - (1) 事業計画の検討
 - ア 下水処理場、抽水所の概算事業費の算出
 - イ 下水処理場、抽水所の建設事業計画の検討
 - (2) 基本設計図
 - ア 土木関係
 - (ア) 一般平面図
 - (イ) 水位関係図
 - (ウ) 構造図
 - A) 平面図 B) 縦断面図
 - (エ) 場内各種排水平面系統図
 - (オ) 場内整備平面計画図（場内道路、門、さく、塀、場内造成等）
 - イ 建築関係

「第6章 建築設計」に記載のとおりとする。
 - ウ 機械関係
 - (ア) 基本フローシート

水処理、汚泥処理、用水、空気、ガス、油等
 - (イ) 機器配置計画図（主要機器）
 - A) 全体配置平面図 B) 施設毎配置平面図 C) 施設毎配置断面図
 - (ウ) 主要配管系路図（ルート及びスペース）
 - エ 電気関係
 - (ア) 構内一般平面図
 - (イ) 主要配電系路図（ルート及びスペース）

- (ウ) 単線結線図（受電～低圧主幹）
 - (エ) 主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電機室）
 - (オ) 計装設備図（主要計測及び操作フローシート）
- 3 実施設計（基本設計）図書（確認及び検討書、図面等）の作成
- 実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）は、「(1) 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「(2) 基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成し、まとめるものとする。
- (1) 共通事項
 - ア 基本条件確認書
 - イ 処理方式検討書
 - ウ 維持管理方式検討書
 - エ 資源有効利用計画・最終処分計画検討書（再生水、熱、建設副産物、し渣、沈砂、スカム、汚泥、余剰ガス、脱離液、排水等）
 - オ 環境対策検討書
 - (ア) 換気、脱臭計画
 - (イ) 防音、防振計画
 - (ウ) 脱硫、排煙処理計画
 - (エ) 高圧ガス等の防護計画
 - (オ) 場内整備計画
 - カ 構内水利用計画検討書
 - キ 事業計画の検討書
 - (2) 土木関係
 - ア 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水理計算書等
 - イ 基礎支持形式の比較検討書
 - ウ 仮設計画検討書
 - (3) 建築関係
 - 「第6章 建築設計」に記載のとおりとする
 - (4) 機械関係
 - ア 主要機器構成計画（基本フローを含む。）
 - イ 設備容量計画
 - ウ 水利用計画
 - エ 油類利用計画
 - オ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
 - カ 主要機器重量表
 - (5) 電気関係
 - ア 使用電力需要計画
 - イ 受変電及び負荷設備計画
 - ウ 自家発電設備計画
 - エ 制御電源設備計画
 - オ 監視制御設備計画
 - カ 計装設備計画
 - キ 主要機器構成計画
 - ク 主要機器重量表

第2節 実施設計（詳細設計）

I-5-5-2-1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

1 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を行わなければならない。
- (2) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、設計計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要寸法形状一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (3) 仮設構造物の部材応力計算に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は計画を行わなければならない。

2 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、本市が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後、次の作業を行うものとする。

なお、確認された実施設計（基本設計）図書のうちで実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

(1) 土木関係

- ア 構造計算書
- イ 基礎計算書
- ウ 仮設計算書
- エ 水理計算書
- オ 容量計算書
- カ 数量計算書

(2) 建築関係

「第6章 建築設計」に記載のとおりとする。

(3) 機械関係

- ア 設備容量計算書（能力、台数、出力等）
- イ 機器リスト表
- ウ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- エ 主要機種重量表及び建築荷重設定表

(4) 電気関係

- ア 設備容量計算書（能力、台数、出力等）
- イ 運転操作概要書
- ウ 主要機器重量表及び建築荷重設定表

3 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(1) 土木関係

- ア 一般平面図
- イ 水位関係図
- ウ 構造図

- (ア) 平面図 (イ) 縦横断面図 (ウ) 基礎伏図 (杭配置図)
- エ 詳細図 (設備【機械、電気】との取合図及び箱抜き図)
- オ 配筋図 (鉄筋加工図は数量計算書に記入)
- カ 場内管渠配管図 (平面図、縦横断面図)
- キ 場内排水管、マンホール、ます構造図
- ク 場内道路、門、さく、塀、場内整備図等
- ケ 工事特記仕様書
- (2) 建築関係
 - 「第6章 建築設計」に記載のとおりとする。
- (3) 機械関係
 - ア フローシート (全体及び施設又は設備ごと)
 - イ 全体配置平面図
 - ウ 配置平面図 (施設ごと)
 - エ 配置断面図 (施設ごと)
 - オ 配管全体図
 - カ 水位関係図、箱抜き参考図 (土木に準ずる)
 - キ 工事特記仕様書
- (4) 電気関係
 - ア 構内一般平面図
 - イ 単線結線図
 - ウ 主要機器外形 (参考寸法) 図
 - エ 機能概略説明図 (計装フローシート又は計装フロー概念図、監視システム系統図、全体システム構成)
 - オ 主要配線、配管系統図
 - カ 配線、配管布設図 (ラック、ダクト、ピット)
 - キ 接地系統図
 - ク 機器配置図 (カとの共用含む)
 - ケ 工事特記仕様書
- 4 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、本市の示す様式、資料により次のものを作成しなければならない。

 - (1) 数量計算書 (材料)
 - (2) 工期算定計算書 (工程表)
 - (3) 見積依頼書
 - (4) 工事設計書 (金抜設計書)
 - (5) 工事特記仕様書

第3節 増設実施設計 (基本設計・詳細設計)

I-5-5-3-1 増設実施設計 (基本設計) 図書の作成に関する作業

増設実施設計 (基本設計) 業務は、次の作業を行い、増設実施設計 (基本設計) 図書として、まとめなければならない。図書の作成は、「I-5-5-1-1 実施設計 (基本設計) 図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

1 施設設計

- 2 水位関係の検討
- 3 施工方法、比較検討
- 4 基本設計図書作成

I-5-5-3-2 増設実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

増設実施設計（詳細設計）業務は「I-5-5-2-1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

第6章 建築設計

第1節 本章の適用

本章は下水道施設の建築設計業務、建築機械電気設備設計業務に適用する。

第2節 設計業務の範囲

- 1 一般業務の内容は、昭和54年建設省告示第1206号（別表第2-1. 設計）に掲げるものとし、範囲は特記による。
- 2 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3節 設計業務の条件

- 1 受注者は計算書作成に使用した理論、公式、参考文献並びに計算過程を計算書に記載するものとする。
- 2 構造計算等を電子計算機により行う場合は、使用プログラムについて、監督職員の承諾を得なければならない。

第4節 管理技術者・照査技術者及び担当技術者

- 1 管理技術者及び照査技術者は建築士法に基づく資格を有する者とし、資格種別は特記による。
- 2 担当技術者は特記なき限り、建築及び建築機械電気設備設計について実績を有する者とする。
- 3 上記以外の業務に必要な資格については特記による。
- 4 配置技術者は、手持ち業務（500万円以上の業務）が、10件以下の者とする。

第5節 提出書類

受注者が建築設計事務所等の場合は、業務完了時において、請負金額500万円以上の業務について、業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、FD（フロッピーディスク）により（社）公共建築協会に提出するとともに、同協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

第6節 法令手続等

- 1 計画通知書、各種許可申請等に伴う法令手続事務（図書の作成、申請及び審査協議等、等）は監督職員が指示するものを除き、受注者が行うこと。法令手続事務は下記及び特記による。

法令手続	作成図書等
・計画通知申請	・大阪市計画調整局HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局HP: (http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/)

・消防関係申請	・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付 図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局HP: (http://www.city.osaka.jp/shobo/)
---------	---

- 2 受注者は履行期限内に、法令手続事務等を行うこと。
- 3 通知、申請に必要な手数料、印紙代金等の費用は本市の負担とする。ただし、受注者の瑕疵により、再申請等の必要が生じた場合は、その費用は受注者の負担とする。
- 4 計画通知書、各種許可申請書等は、特記なき限り、所定様式に基づき作成し、製本3部（正本、副本、控えの各1部）を提出すること。法令手続事務が完了した後、返却された副本、確認済証等については本市に提出すること。
- 5 計画通知書申請にあたり、受注者は本市の代理人として法令手続事務を行うこと。
- 6 計画通知書申請の図書の作成にあたっては、建築基準法及び関係法令に関するチェックリスト等（様式任意）を作成し、本市に提出すること。

第7節 設計

1 現場調査

受注者は、次の事項について調査、確認を行い、現場調査報告書（調査年月日、調査者氏名、調査場所、調査内容、調査結果等を記したもの）を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 敷地境界線、地盤高、ベンチマークの位置、対象施設周囲の状況、対象施設に至る場内外道路の状況等
- (2) 関連する既存施設（設備配管、緑地帯等を含む）の位置、形状、高さ等
- (3) 対象施設の劣化状況、建築機械電気設備機器（配管等を含む）状況
- (4) 貸与資料等と現地との整合性、相違点等
- (5) その他、監督職員が指示する事項

2 設計の実施

- (1) 受注者は現場調査の実施、設計条件の整理、設計方針の策定、設計の実施、数量積算の実施等、各設計段階において報告書、説明資料を作成し、監督職員と協議しなければならない。
- (2) 受注者が実施設計のみを受注した場合は、基本設計の内容の確認、精査を行い、基本設計の内容変更等が必要な場合は監督職員と協議する。
- (3) 受注者が実施設計のみを受注した場合において、基本設計の成果物で実施設計に使用できるものは、これを使用することができる。

3 成果物の提出

提出する成果物は下記並びに特記による。成果物は建築設計、建築機械設備設計、建築電気設備設計各々で整理、製本し、提出すること。

(1) 共通

成果物	様式	サイズ（製本時）	部数	備考
業務計画書	任意	A4	3	
打合せ記録書・議事録	所定	A4	3	

成果物	様式	サイズ（製本時）	部数	備考
現場調査報告書	任意	A4	3	
照査報告書・確認シート	所定	A4	3	

(2) 建築設計

成果物	成果物の詳細	様式 サイズ	部数	備 考
・設計図	<新営・改修共通> ・特記仕様書 ・付近見取図・敷地案内図 ・配置図 ・求積図 ・内外仕上表 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図・矩計図 ・断面詳細図 ・部分詳細図 ・展開図 ・伏図 ・建具表 ・構造図 ・その他監督職員が指示する図面 <改修> ・仮設、移設図 ・劣化補修立面図 ・既存撤去図	・原図 A 3	1	
		・原図 (焼図) A 3	1	
		・縮小版 A 3	2	
		・縮小版 (焼図) A 4	2	
		・電子媒体 CD-R	1	電子データは CAD (DXF またはDWG) とする。
・各種計算書	<新営・改修共通> ・数量計算書 ・工期算定計算書 <新営> ・構造計算書 <改修> ・耐震診断計算書 (改修設計前・後)	・原図 A 4	1	
		・原図 (焼図) A 4	1	綴じ方は監督 職員の指示に よる。
・積算資料等	・概算工事費算定書	・A 4	1	
	・工事設計書	・A 4	1	
	・工事設計書 (電子媒体)	・CD-R	1	電子データは RIBC (営繕 工事積算シス テム) による。
	・専門工事参考見積書	・任意	1	

※サイズはJIS規格による。

(3) 建築機械・電気設備設計

成果物	成果物の詳細	様式 サイズ	部数	備 考
・設計図	<建築機械> ・特記仕様書 ・付近見取図 ・敷地案内図 ・配置図 ・系統図 ・平面図 ・断面図 ・部分詳細図 ・機器表 ・その他監督職員が指示する図面 <建築電気> ・特記仕様書 ・付近見取図 ・敷地案内図 ・配置図 ・系統図 ・平面図 ・断面図 ・部分詳細図 ・機器表 ・その他監督職員が指示する図面	・原図 A 1	1	<建築機械> ・空調和設備 ・換気設備 ・給排水設備 ・衛生設備 ・ガス設備 ・その他 <建築電気> ・照明設備 ・動力設備 ・電話設備 ・火災報知設備 ・放送設備 ・避雷針設備 ・昇降機設備 ・TV 共聴設備 ・その他
		・原図 (焼図) A 2	1	
		・縮小版 A 3	2	
		・縮小版 (焼図) A 4	2	
		・電子媒体 CD-R	1	
・各種計算書	・数量計算書 ・設備設計計算書	・原図 A 3	1	
		・原図 (焼図) A 4	1	綴じ方は監督職員の指示による。
・積算資料	・概算工事費算定書	・A 4	1	
	・工事設計書	・A 4	1	
	・工事設計書 (電子媒体)	・CD-R	1	電子データは監督職員の指示による。
	・専門工事参考見積書	・任意	1	

※サイズはJIS規格による。

4 照査

受注者は次の業務完了時に条件設定、比較検討、総合化について照査を実施しなければならない。なお、業務完了時においては全業務の整合性について照査を実施しなければならない。

- (1) 建築 (総合) ・基本設計
- (2) 建築 (総合) ・実施設計
- (3) 建築 (構造) ・基本設計
- (4) 建築 (構造) ・実施設計

- (5) 電気設備・基本設計
- (6) 電気設備・実施設計
- (7) 給排水衛生設備・基本設計
- (8) 給排水衛生設備・実施設計
- (9) 空調換気設備・基本設計
- (10) 空調換気設備・実施設計